

必ず事前に当館までご連絡ください。

出生後に認知し国籍を取得する手続き

事実婚かつ父親のみが日本人の場合、「子」を出生後に認知し日本国籍を取得し戸籍に反映させるためには、①認知届、②国籍法による国籍取得届、③戸籍法による国籍取得届が必要となります。受付は全て当館（在外公館）にて可能ですが、当館で受理した後、日本の外務省を経由し、戸籍地や法務省での手続きを経ることになるため、全てを終えるのに、2年ほどの時間を要します。

【ステップ1：認知届】 郵送申請可

1. 届書 2通
2. 戸籍謄本 原本1通
3. 子の出生証明書 原本1通
4. 3.の日本語訳文 原本1通
5. 母親の国籍を証明する書類 原本提示（例：旅券、出生証明書など）
* 郵送の場合は原本照合した写し2通。
6. 5.の日本語訳文 原本1通
7. 母親の独身証明書（又は当該子が嫡出子でないことを確認できる書類。） 原本1通
8. 7.の日本語訳文 原本1通

【ステップ2：国籍取得届(国籍法上)】 父母双方の来館が必要

1. 届書 2通
2. 親子3人で撮った写真 2枚（サイズ：5 c m x 5 c m）←届書貼付
3. 国籍を取得しようとする子の住所を証明する書類（官公署発行のもの） 原本1通
（無い場合は公共料金の支払い書等日付の入ったもの）
4. 3.の日本語訳文
5. 認知した父の戸籍全部事項証明書 原本1通
（出生から現在までの戸籍の記載が確認できるもの）
6. 子の出生証明書 原本1通
7. 6.の日本語訳文 原本1通
8. 父母の認知に至った経緯申述書 原本1通
（父母が知り合った時から、交際、妊娠、出産、認知に至るまでの詳細な申述書を日本語にて作成のうえ、両名が署名してください。（書式問わず）
9. 父及び母の旅券のコピー（父母とも写真のページと懐胎時期の渡航歴のページ） 原本提示
* 渡航歴が確認できない場合は、移民局からの出入国記録、又は懐胎時に父母が接触可能であったことの疎明資料として撮影時期が分かる写真などを求めることができます。
10. 9.の日本語訳文
11. 窓口確認用紙 2通 ←当館来館時にお渡しいたします。

12. 認知に至った経緯等に係る聴取報告書

(当館にて父親・母親それぞれから事情を伺い、当館が各一通作成します)

国籍法の国籍取得届は、当館から外務省を経由し法務省民事局に送付され、本人が日本国籍取得の条件を備えていると認められる場合には、在外公館で届書を受け付けた日にさかのぼって日本国籍を取得することになり、これを証する「国籍取得証明書」が法務省から発行されます。この証明書は当館に送付され、当館よりご本人に連絡します。連絡が来ましたら速やかに来館し、以下の手続きを行ってください。

【ステップ3：国籍取得届(戸籍法上)】 注意：国籍を取得した日から1箇月以内に届出をする。

1. 届書 2通

2. 法務省発行の国籍取得証明書原本

この手続きにより、親の戸籍の「戸籍に記載されている者」の欄に「長男」などと記載されます。